

議案第64号

石垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

石垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年石垣市条例第82号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第12条関係）

一般廃棄物の処理手数料

| 区分 | 手数料 |
|---|---|
| 市が収集運搬を行い、処理する廃棄物のうち、燃やすごみ及び燃やさないごみ | 市の指定するごみ袋1枚につき 大(取っ手付き) 30円 大(平型) 25円 中(取っ手付き) 25円 中(平型) 20円 小(取っ手付き) 20円 小(平型) 15円 |
| 市が収集運搬を行い、処理する廃棄物のうち、粗大ごみ(下段の適正処理困難物を除く。) | 一個又は一束につき 大(小以外のもの) 400円 小(指定ごみ袋大(取っ手付き)又は大(平型)に入る大きさで、かつ、10キログラム未満のもの) 200円 |
| 市が収集運搬を行い、処理する廃棄物のうち、適正処理困難物 | 一個につき マッサージチェア 4,000円 ベッドマット 4,000円 ソファ(二人掛け以上) 4,000円 ソファ(一人掛け) 2,000円 |
| 自ら市の処理施設に搬入するごみ | 10キログラムにつき 80円 ただし、適正処理困難物は、一個につき下記の金額を加算する。 マッサージチェア 2,800円 |

| | |
|--------------------------------------|---|
| | <p style="text-align: right;">ベッドマット 2,800円</p> <p style="text-align: right;">ソファ(二人掛け以上) 2,800円</p> <p style="text-align: right;">ソファ(一人掛け) 800円</p> |
| 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が市の 処理施設に搬入するごみ | 10キログラムにつき 80円 |

附 則

この条例は、令和5年12月1日から施行する。

令和5年10月12日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

適正処理が困難な粗大ごみの処理手数料の見直しを図る必要があること、また原材料価格の高騰により市指定ごみ袋の製造原価が上昇していることから、石垣市一般廃棄物処理手数料検討委員会の答申に基づき石垣市一般廃棄物処理手数料の改定を行うため、条例を一部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年石垣市条例第82号)の新旧対照表

| 現行 | | 改正後（案） | |
|---|---|---|---|
| 別表第1(第12条関係) 一般廃棄物の処理手数料 | | 別表第1(第12条関係) 一般廃棄物の処理手数料 | |
| 区分 | 手数料 | 区分 | 手数料 |
| 市が収集運搬を行い、処理する 廃棄物のうち、燃やすごみ及び 燃やさないごみ | 市の指定するごみ袋1枚につき <u>大 25円</u> <u>中 20円</u> <u>小 15円</u> | 市が収集運搬を行い、処理する 廃棄物のうち、燃やすごみ及び 燃やさないごみ | 市の指定するごみ袋1枚につき <u>大(取っ手付き) 30円</u> <u>大(平型) 25円</u> <u>中(取っ手付き) 25円</u> <u>中(平型) 20円</u> <u>小(取っ手付き) 20円</u> <u>小(平型) 15円</u> |
| 市が収集運搬を行い、処理する 廃棄物のうち、粗大ごみ | 一個又は一束につき 大(小以外のもの) 400円 小(指定ごみ袋(大)に入 る大きさで、かつ、10 kg未満のもの) 200円 | 市が収集運搬を行い、処理する 廃棄物のうち、粗大ごみ(下段の 適正処理困難物を除く。) | 一個又は一束につき 大(小以外のもの) 400円 小(指定ごみ袋大(取っ手付 き)又は大(平型)に入る大 きさで、かつ、10キログラ ム未満のもの) 200円 |
| | | 市が収集運搬を行い、処理する 廃棄物のうち、適正処理困難物 | 一個につき <u>マッサージチェア 4,000円</u> <u>ベッドマット 4,000円</u> <u>ソファ(二人掛け以上) 4,000円</u> <u>ソファ(一人掛け) 2,000円</u> |
| 自ら市の処理施設に搬入するご み | 10キログラムにつき 80円 | 自ら市の処理施設に搬入するご み | 10キログラムにつき 80円 <u>ただし、適正処理困難物は、一個につ き下記の金額を加算する。</u> <u>マッサージチェア 2,800円</u> <u>ベッドマット 2,800円</u> <u>ソファ(二人掛け以上) 2,800円</u> <u>ソファ(一人掛け) 800円</u> |

| | | | |
|----------------------------------|----------------|----------------------------------|----------------|
| 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が市の処理施設に搬入するごみ | 10キログラムにつき 80円 | 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が市の処理施設に搬入するごみ | 10キログラムにつき 80円 |
|----------------------------------|----------------|----------------------------------|----------------|